

大山町議会基本条例(各章の解説)

前文

前文では、大山町議会が議会基本条例を制定するにあたっての基本的な考え方を述べ、議会のめざすべき方向性を宣言しています。

(前文の一部)

大山町議会は、町民の代表機関として、大山の豊かな自然と由緒ある歴史・文化を後世に引き継ぐために公平・公正で透明性ある議会づくりに努め、大山町にとって最良の意思を決定することで、町民の福祉向上と大山の恵みを生かした活力ある地域社会の発展を果たす責務がある。

大山町議会は、憲法及び地方自治法を遵守して、町民に開かれ協働する議会、町民に信頼され活力ある議会を実現するため、規範となるこの条例を制定する。

第1章 総則

条例制定の目的が定められています。

第2章 議会及び議員の活動原則

町民の代表としての議会がその負託と信頼に応えるため、「議会」と「議員」の活動原則を定めています。

第3章 町民と議会の関係

すべての会議の公開原則や町民への説明責任、情報公開の手段、町民の多様な意見の把握、参加しやすい議会をめざすことを定めています。

第4章 議会と行政の関係

議会と町長との関係、一般質問の方式、論点整理のための町長の反問権、政策立案機能の強化などを定めています。

第5章 自由討議の活性化

議会は言論の府として、議案などの審議において議員相互の自由な討議により合意形成に努めるよう定めています。

第6章 委員会の活動

新たな行政課題に対し、委員会の専門性を生かし、適切に対応することや町民との意見交換のため、懇談会の開催に努めるよう定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

議員の政策形成・立案能力の向上を目的とした議員研修の充実、議会・議員の政策提案能力などを補助する議会事務局の体制整備、議会図書室の充実、町政の重要な情報を町民に周知するよう定めています。

第8章 議員の政治倫理、定数及び待遇

議員の責務を認識し、倫理性を常に自覚して行動し、倫理条例を遵守するよう定めています。

また、議員定数及び報酬の改正にあたっての考慮すべき事項を定めています。

第9章 最高規範性と見直し手続

本条例が大山町議会における最高規範であることを定めています。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

詳しくは町議会ホームページをご覧ください。
また、この条例についてご意見をお寄せ下さい。

